

1 処分を受けた税理士

氏 名： 栗原 俊行

登録番号： 第82457号

2 処分の内容

令和3年6月16日から5月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 非税理士に対する名義貸し

被処分者は、税理士でないAが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。